

R 7 度 生徒指導に関する規定について

〈身だしなみについて〉

【規定の制服】

- ・ 学校指定のブレザースーツ（スラックスまたはスカート）または標準学生服（認証マーク入）
 - ・ 学校指定の校章入りワイシャツ
 - ・ 学校指定のベスト・カーディガン
 - ・ 学校指定のネクタイ・リボン
- 制服の左襟に校章をつける。
スカートの丈は膝が隠れるものとする。
標準学生服は制服の前と袖口に学校指定の金ボタンを着用する。

〈R 5 年度入学生〉

- ・ 左襟に校章、右襟に科章をつける。
- ・ 冬期の防寒用として上着の中に防寒着を着用しても良い。ただし上着の袖、裾からはみださないこと。上着を脱いで学校生活を送る必要がある場合は、学校指定のワイシャツを着用する。

【身だしなみ】

- 定期的実施する身だしなみの検査において「身だしなみの基準」を満たし、制服や頭髪を整え学校生活をおくる。
- ・ 授業中は規定の制服を着用する。やむなく異装する場合は担任の許可を得る。
 - ・ 登校時は制服を着用する。休日や長期休業中等であっても同様とする。
 - ・ アクセサリーなど不要な装身具は身につけない。
 - ・ 化粧全般を禁止する。
 - ・ 頭髪は特別な加工をしない。
 - ・ 校内履き、体育用外履きは指定の靴を使用する。

〈スマートフォン・携帯電話について〉

- ①スマートフォン・携帯電話の使用は、校舎内は禁止とし、電源を切って個人用ロッカーに入れ携帯しないこと。
- ②校地内では、始業から終業まで禁止とする。
- ③緊急を要する場合のみ、担任の許可を得て使用することができる。

〈アルバイトについて〉

アルバイトは原則禁止としています。家庭の事情でアルバイトを行う必要がある場合は、部活動・補習・資格取得等に影響が出ない場合にのみ許可しています。希望する生徒は、学級担任と話し合った上で「アルバイト許可願」を提出し許可を受けてください。なお、下記に該当する場合は許可していません。

- ①欠点科目のある者
- ②酒席を提供する場所
- ③危険を伴う勤務
- ④8時間以上にわたる勤務
- ⑤夜10時以降の勤務
- ⑥住み込みの勤務
- ⑦その他、高校生として好ましくない勤務

〈運転免許の取得・バイク通学について〉

- ①原付免許取得のための受験は、1年の3学期終業式以降の休業中に行うこと
- ②自動二輪の免許取得は禁止する。
- ③バイクは排気量50cc以下とする。
- ④バイクの通学希望者は所定の用紙で担任を経て係に届け出、許可を得る。
- ⑤バイク通学は直線距離4km～16kmの範囲を認める。

【身だしなみ検査基準】

- ①前髪は、目にかからない。
- ②極端な刈り上げや奇抜な髪型は指導の対象とする。
- ③髭は伸ばさず、清潔感を保つ。
- ④化粧等はしない。
- ⑤脱色、染色、パーマなど特別な加工は禁止とする。
- ⑥アクセサリ（ピアス・ネックレス・指輪など）など不要な装身具は禁止とする。

【制服に関する基準】

- ①スカート丈は、膝にかかる長さとする。
- ②衣替え期間は設けないが、式典や身だしなみ検査の時は、適切な服装を心がける。
- ③カーディガンのみ着用の場合は、ネクタイ等は不要とするが、だらしないにならないように、ワイシャツの第二ボタンはしっかりと閉める。
- ④登下校は、現行通り決められた服装とする。

【頭髪服装検査について】

①令和7年度検査実施日

- ・ 1回目 4月 7日（月） : 始業式
- ・ 2回目 6月18日（水） : LHR
- ・ 3回目 8月26日（火） : 2学期始業式
- ・ 4回目 11月 5日（水） : LHR
- ・ 5回目 1月 7日（水） : 3学期始業式

②検査方法

- ・ 各クラスの検査は、担任・副任の2名で行います。判断に迷った場合は、生徒指導部で検査します。
- ・ 不合格者の検査は、再検査、再々検査まで行い、再々検査でも不合格になった者は特別指導の対象とします。
- ・ 再検査・再々検査時の検査方法については、学年ごとに生徒指導部2名と担任との3名で検査を行います。

R7度 生徒指導に関する規定について

〈身だしなみについて〉

【規定の制服】

- ・ 学校指定のブレザースーツ（スラックスまたはスカート）または標準学生服（認証マーク入）
 - ・ 学校指定の校章入りワイシャツ
 - ・ 学校指定のベスト・カーディガン
 - ・ 学校指定のネクタイ・リボン
- 制服の左襟に校章をつける。
スカートの丈は膝が隠れるものとする。
標準学生服は制服の前と袖口に学校指定の金ボタンを着用する。

〈R5年度入学生〉

- ・ 左襟に校章、右襟に科章をつける。
- ・ 冬期の防寒用として上着の中に防寒着を着用しても良い。ただし上着の袖、裾からはみださないこと。上着を脱いで学校生活を送る必要がある場合は、学校指定のワイシャツを着用する。

【身だしなみ】

- 定期的実施する身だしなみの検査において「身だしなみの基準」を満たし、制服や頭髪を整え学校生活をおくる。
- ・ 授業中は規定の制服を着用する。やむなく異装する場合は担任の許可を得る。
 - ・ 登校時は制服を着用する。休日や長期休業中等であっても同様とする。
 - ・ アクセサリーなど不要な装身具は身につけない。
 - ・ 化粧全般を禁止する。
 - ・ 頭髪は特別な加工をしない。
 - ・ 校内履き、体育用外履きは指定の靴を使用する。

【身だしなみ検査基準】

- ①前髪は、目にかからない。
- ②極端な刈り上げや奇抜な髪型は指導の対象とする。
- ③髭は伸ばさず、清潔感を保つ。
- ④化粧等はしない。
- ⑤脱色、染色、パーマなど特別な加工は禁止とする。
- ⑥アクセサリ（ピアス・ネックレス・指輪など）など不要な装身具は禁止とする。

【制服に関する基準】

- ①スカート丈は、膝にかかる長さとする。
- ②衣替え期間は設けないが、式典や身だしなみ検査の時は、適切な服装を心がける。
- ③カーディガンのみ着用の場合は、ネクタイ等は不要とするが、だらしないにならないように、ワイシャツの第二ボタンはしっかりと閉める。
- ④登下校は、現行通り決められた服装とする。

【頭髪服装検査について】

①令和7年度検査実施日

- ・ 1回目 4月 7日（月） : 始業式
- ・ 2回目 6月18日（水） : LHR
- ・ 3回目 8月26日（火） : 2学期始業式
- ・ 4回目 11月 5日（水） : LHR
- ・ 5回目 1月 7日（水） : 3学期始業式

②検査方法

- ・ 各クラスの検査は、担任・副任の2名で行います。判断に迷った場合は、生徒指導部で検査します。
- ・ 不合格者の検査は、再検査、再々検査まで行い、再々検査でも不合格になったものは特別指導の対象とします。
- ・ 再検査・再々検査時の検査方法については、学年ごとに生徒指導部2名と担任との3名で検査を行います。

〈スマートフォン・携帯電話について〉

- ①スマートフォン・携帯電話の使用は、校舎内は禁止とし、電源を切って個人用ロッカーに入れ携帯しないこと。
- ②校地内では、始業から終業まで禁止とする。
- ③緊急を要する場合のみ、担任の許可を得て使用することができる。

〈運転免許・バイク通学について〉

【運転免許の取得について】

- ①原付免許取得のための受験は、1年の3学期終業式以降の休業中に行うこと
- ②自動二輪の免許取得は禁止する。
- ③普通運転免許取得のための受験は、3年夏休み以降の休業中に行うこと。
在学中は、四輪の運転をしないこと。
- ④運転免許を取得した場合は、所定の免許取得届に記入し担任に提出すること。

【バイク通学について】

バイク等の運転は事故を起した場合人命にかかわるものであるから交通法規をよく守り、安全に留意すると共に常に慎重な運転を行う。

- ①バイクは排気量50cc以下とする。
- ②バイクの通学希望者は所定の用紙で担任を経て係に届け出、許可を得る。
- ③バイク通学は直線距離4km～16kmの範囲を認める。
- ④許可を得たバイクには学校所定のステッカーを見やすい所に貼付する。
- ⑤違反事故を起した場合直ちに学級担任に連絡する。
- ⑥バイクの貸借はしない。

〈アルバイトについて〉

アルバイトは原則禁止としています。家庭の事情でアルバイトを行う必要がある場合は、部活動・補習・資格取得等に影響が出ない場合にのみ許可しています。希望する生徒は、学級担任と話し合った上で「アルバイト許可願」を提出し許可を受けてください。なお、下記に該当する場合は許可していません。

- ①欠点科目のある者
- ②酒席を提供する場所
- ③ 危険を伴う勤務
- ④ 8時間以上にわたる勤務
- ⑤夜10時以降の勤務
- ⑥住み込みの勤務
- ⑦その他、高校生として好ましくない勤務